

# 子育て世帯生活支援特別給付金事業(ひとり親世帯分) 【情報更新】

## 事業の概要

◆子育て世帯生活支援特別給付金事業(ひとり親世帯分) 【事業費 120,457千円】

- 4月2日にお知らせしました子育て世帯生活支援特別給付金事業について、国からの通知により、対象者の基準となる基準月等が明らかになりましたので、お知らせします。

### 【事業内容】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、国の制度による子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。

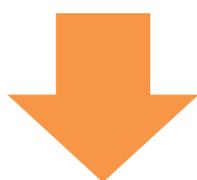
### ◇4/2時点の内容◇

#### 【対象者】

以下、①から③のいずれかに該当する者

- ① 基準月の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金等を受給していることにより、基準月の児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③ 基準月の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

※国からの通知により、基準月が明らかになり次第、市ホームページ等にてお知らせいたします。



### ◆今回明らかになった内容◆

#### 【対象者】

以下、①から③のいずれかに該当する者

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者【申請不要】
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者【申請必要】
- ③ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者【申請必要】